

職務発明規程を改定 ～発明の独占による利益の5%を発明者へ～

大日本スクリーン製造株式会社(本社：京都市上京区／社長：石田 明)は、2005年4月施行の特許法第35条の改正を踏まえ、当社の職務発明に関する規程を全面的に改定し、4月1日から運用を開始しています。新規程は、発明者が適正な対価を受領する権利を保障するとともに、会社の利益に貢献する優秀な発明の創出を促進し、会社の発展に寄与することを目的に策定されました。この目的を達成するため、新規程においては発明者の納得感を高めることを重視しています。

<新規程の特徴>

① 利益発生時対価の算定基準

従来は、会社が承継した発明について、「出願補償金」「登録補償金」に加え、「実績補償金」として発明がもたらした製品の売上・利益や産業財産権の独占性などを評価して8等級に分類し、発明者に3万円から100万円以上(上限設定なし)の金額を支払っていましたが、新規程では、これらを「承継時対価」「登録時対価」「利益発生時対価」という名称に改めました。従来の「実績補償金」に対応する「利益発生時対価」については等級制を廃止し、原則としてロイヤルティー収入や発明の譲渡収入など、「発明を実施する権利を独占することによって会社が得た利益」の5%を発明者に支払うこととし、当社が発明を利用した製品を販売し、利益を得た場合も同様に算定します。また、旧規程と同じく金額の上限は設定していません。このように、会社が得た利益に連動した対価を発明者に支払うことにより、公正かつめりはりのある対価の支払いを実現できます。なお、5%という料率は原則であり、発明者の貢献度やその他の事情により調整することが適切であると思われる場合は、発明審査委員会の審査を経て増減することがあります。

② 審査時期の決定

これまで実績補償金の金額は、発明審査委員会の審査において決定しており、当該審査の時期は会社が決定していました。しかし、審査の時期によって将来の売上予想などが異なる場合もあり、発明者に支払われる金額が変動することもあり得ます。そこで新規程では、会社が審査時期を決定することによって発明者が不利益を被ることのないよう、発明者が利益発生時対価の審査時期を決定できるように改めました。

③ 審査前の意見聴取

新規程では、売上貢献度や他社けん制力など、利益発生時対価を決定する際に、発明に対して評価する事項について、審査前に発明者が自らの意見を記した書類を会社に提出することにしました。これにより、発明者の意見を聴取した上で審査を行うことができ、審査がより公正なものになります。

④ 算定根拠の開示と不服申し立て制度

新規程では、審査の透明性を高めるため、発明者に対して利益発生時対価の算定根拠を開示することにしました。また、発明者が利益発生時対価の算定に不服がある場合は、不服申し立てを行うことができる制度を採用しました。

⑤ 規程改定に当たっての情報開示と協議

規程を改定するに当たっては、会社案を策定した時点で説明会を実施するとともに、会社案についての解説やQ&A集などを全社員が閲覧可能なデータベース上に開示しました。その上で従業員代表を選任し、従業員代表と会社間で協議会を開催して会社案に修正を加えつつ、新規程を策定しました。従業員代表が協議するに当たっては、全社員に委任するか否かを確認し、委任しないと回答した社員については個別に協議しています。全従業員からは、会社案に対する意見を聴取し、従業員から挙げられた意見と従業員代表の意見をすべて協議会で議論しました。このように、新規程については全社員が理解し、納得できる制度となるよう十分に留意して策定しています。

※ なお、退職者への対価の支払いについては旧規程において既に制度化されており、新規程においてもこの制度は引き継がれます。

5月には、各事業所で新規程の説明会を開催する予定にしています。今後も、全社員が新規程の内容を十分に理解し、優れた発明の創造が促進され、会社の発展の一翼を担う良き制度となるよう努力してまいります。

● 本件についてのお問い合わせ先

大日本スクリーン製造株式会社 本社広報室：Tel 075-414-7131 Fax 075-431-6500 〒602-8585 京都市上京区堀川通寺之内上ル4丁目